6月23日、横浜国大の古賀敬作先生から、「中南米の租税条約について~傾向と評価~」と題し、アルゼンチン・ブラジル・チリ・コロンビア・ペルー・ベネズエラの租税条約についてお話しいただきました。話の概要は以下の通りです。(資料別添)

## 条約締結の状況

ブラジル(1967年対ブラジル租税条約)を除く、中南米5カ国とわが国との間に租税条約は存しない。一方、わが国は、2007年にチリとの間で経済連携協定(EPA)を締結し、更に翌年の2008年にペルーと間で投資保護協定(BIT)を締結。以下は、これら各協定における租税条約に関する定めである。

## ・概観

中南米 6 カ国の条約締結動向を年代別に俯瞰してみると、数値上、近時、条約の締結・交渉に積極的であるとみてとれる国として、チリ、コロンビアおよびベネズエラ、締結の動きが停滞しているとみてとれるのが、アルゼンチである。また、これら 6 カ国の地域別の条約締結状況をみてみると、大部分が中南米近隣諸国および欧州諸国との間での締結された条約である。年代別にみてみると、ブラジルは中南米近隣諸国との条約締結・交渉に積極的であるとみられる点と、ベネズエラに関し、中南米近隣諸国との間で条約を積極的に締結していない点があげられる。

## PE 条項

PE の存続期間(12 箇月超か6 箇月超か)ないしその定義(役務提供を含むか否か)に関し、UNモデルにほぼ準拠した規定ぶりとなっている条約例が多い。とはいえ、OECDモデルに傾斜している条約例も見受けられる。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。